国民年金の支払いが困難な人は

「免除・猶予制度」をご利用ください

失業や所得が少ないなど経済的な理由で国民年金保険料を 納付することが困難な場合、本人が申請することで、保険料 の納付が免除・猶予される制度があります。

■問い合わせ 市民福祉課**☎** 64・6018



【申請方法】

印鑑 (認印)、年金手帳、雇用保険受給資格 者証または雇用保険被保険者離職票(失業な どの理由で申請する場合)を持って、庁舎1 階市民福祉課2番窓口で申請してください。

【注意事項】

原則として毎年申請が必要です。

令和2年6月まで免除されている人で、引き 続き免除を希望する場合は、7月以降に申請 してください(ただし、全額免除・納付猶予 が承認され、継続審査の申し込みをした人は 毎年申請する必要はありません)。

【申請受付】

令和2年度分(令和2年7月~3年6月)は7 月1日永から随時、受け付けます。

※申請時点の2年1カ月前までさかのぼって 申請できます(納付済み期間の申請はできま せん)

【例】令和2年7月に申請する場合は、平成30 年6月以降の保険料について申請が可能

※保険料を未納のままにすると、将来の老齢基 礎年金や障害基礎年金などを受け取ることが できなくなる場合があります。必ず保険料を 納めるか、免除・猶予制度を利用してください

地球も人も快適な未来のために

夏の省エネ・エコ生活のススメ

夏場は冷房などの使用によりエネルギーの消費が増大します。 家庭の身近な電気製品の使い方や生活習慣を見直して、省エネ ルギーで、環境にやさしいエコ生活を実践しましょう。

■問い合わせ 環境衛牛課☎ 64・6016



家庭の中で特に電気消費量が多いのは、 冷蔵庫、照明器具、テレビ、エアコン、 電気温水器の5つです。これらをはじ めとする家電製品を上手に使うこと で、効果的に節電することができます。

【冷蔵庫】

- ・冷気が逃げないよう、余分な開閉 はしない
- ・冷気の流れが悪くならないよう、 物を詰め込みすぎない

【照明器具】

・人のいない部屋や廊下の照明は こまめに消灯する

【テレビ】

- 見ていないときはこまめに消す
- ・消すときは主電源から
- ・長期不在のときはコンセント からプラグを抜く

【エアコン】

- ・冷房を使用するときは室温 28℃を目安にする
- ・うちわや扇風機を併用する
- ・外出時には昼間でもカーテン を閉める

【電気温水器】

シャワーはこまめに止める

【その他】

ゴーヤーなどつる性の植物で グリーンカーテンを作る



※「COOL CHOICE」とは、 地球の未来のための「賢い 選択」を意味します。政府 が推進する地球温暖化対策 のキーワードです



大事な一票、忘れず投票!

7月19日回は「小浜市長選挙」の投票日です

※告示日は7月12日®

■問い合わせ 市選挙管理委員会 ☎内線 497

●投票できる人

投票日現在で満年齢が18歳以上の人で、令和2年 4月11日以前に市の住民基本台帳に登録され、そ の後引き続き3カ月以上住んでいる人

●選挙公報 ,.....

立候補者の選挙公報は、区長を通じて各世帯に配布 します。

【配布予定日】 7月15日永~18日生

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭など、一定の事由に該 当すると見込まれる人は、期日前に投票できます。

【期間】 7月13日月~18日生 【時間】 8 時 30 分~ 20 時 【投票所】 市庁舎(大手町)

目の不自由な人は、点字による投票ができます。 また、体が不自由なため、自分で投票用紙に記入す ることができない人は、代理投票(担当職員が代理 で記入)ができます。

入場券は各世帯へ郵送します。もし、入場券が届か ないときや紛失したときは、身分証明書(運転免許 証など)を投票所へ持って来てください。 ※期日前投票をする場合も同様です

【発送予定日】 7月13日 月

●開票

投票日の21時から働く婦人の家で行います。

●不在者投票

長期の出張など、何らかの理由で市内にいない場合、 滞在地市町村の選挙管理委員会で投票することがで きます。また、県選挙管理委員会が指定する病院や 老人ホームなどに入院(所)している人は、施設で 投票することができます。不在者投票を希望する場 合は、早めに問い合わせてください。

体に重い障がいがあるなどの理由で、投票所に行く ことができない人が自宅などで投票する制度です。 障がいの程度や投票の手続きなどに細かい定めがあ り、事前に申請が必要です。

新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください

- ・投票に行くときは、マスクを着用してください
- ・投票日の当日や、直前の期日前投票所は混み合います。できる限り早めの期日前投票をおすすめします
- ・投票所に設置する鉛筆は定期的にアルコール消毒を行いますが、持参の鉛筆を使用することもできます ※色鉛筆、ボールペン、マジックは不可

●投票所と投票区域 【投票時間】7時~20時 ※印の投票所は7時~19時

投票所	投票区域
小浜市役所	清滝、津島、多賀、鈴鹿、塩竈、生玉、玉前、 今宮、広峰、酒井、駅前町、川崎、南川町、 後瀬町、大手町、四谷町
若狭ふれあいセンター	白鬚、竜田、住吉、日吉、神田、大宮、男山、鹿島、 白鳥、貴船、浅間、大原、香取、飛鳥、青井
交流ターミナルセンター	上竹原、関、千種一丁目、千種二丁目、一番町、 城内一丁目、城内二丁目、雲浜一丁目、雲浜 二丁目、山手一丁目、山手二丁目、山手三丁目、 水取一・二丁目、水取三・四丁目
西津公民館	西津地区
久須夜交流センター	甲ヶ崎、阿納尻、加尾、西小川、宇久、若狭、 仏谷、阿納、犬熊、志積、矢代
堅海児童センター※	堅海、泊
旧田烏保育園※	田烏

投票所	投票区域
国富保育園	国富地区
宮川公民館	宮川地区
松永公民館	松永地区
総合福祉センター	検見坂、池田、市場、島、中村、国分、金屋、竜前、神宮寺、 忠野、中の宮、遠敷一・二丁目、遠敷三・四丁目、遠敷 五丁目、遠敷六丁目、遠敷七・八丁目、遠敷九・十丁目
下根来区生活改善センター※	下根来、上根来・中の畑
今富公民館	今富地区
□名田保育園	口名田地区
中名田小学校	小屋、上田、下田
ふるさと文化財の森センター	和多田、深野、深谷
東勢ふれあい会館	東勢、西勢
加斗小学校	荒木、黒駒、法海、下加斗、上加斗、岡津、鯉川

(3) 広報おばま 令和 2.7